平成２２年（フ）第１６１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山２丁目12番23号
債務者　門間ワカ子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
秋田市外旭川字水口33番地２
債務者　佐藤亜希子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１号
秋田県男鹿市北浦入道崎字家ノ上447番地
債務者　藤田　孝尋
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２号
秋田県男鹿市北浦入道崎字家ノ上447番地
債務者　藤田優紀子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８８号
石川県かほく市浜北ホ７番地、従前の住所石川県かほく市宇気タ77番地５
債務者　吉田　雅之
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４０８号
長野県塩尻市大門二番町２番10号
債務者　荻上　尚也
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１１２号
長野県伊那市美原7448番地25
債務者　北原　賢人
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１７５３号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田157番地　フレグランス野田102
債務者　吉田商行こと　吉田　藤一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５９９号
愛知県半田市東大矢知町３丁目48番地の３
債務者　森　美智子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２９９号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字金剛22番地　エスペランサ101
債務者　服部　光子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６５４号
名古屋市西区浄心２丁目９番15号　サニーコート天神山203号
債務者　垣内　一見
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３７号
三重県鈴鹿市三日市二丁目４番３号　浅見荘１－Ｂ、住民票上の住所京都府京都市山科区東野門口町13番地の１　山科ハイツ101号
債務者　北岡　是樹
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５１号
三重県鈴鹿市三日市南３丁目13番５号
債務者　馬場　博志
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６０号
三重県津市久居小野辺町1588番地６
債務者　伊藤　明子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４号
滋賀県犬上郡多賀町大字久徳396番地
債務者　中居あつ子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５号
滋賀県東近江市五個荘五位田町387番地４
債務者　森本　高弘
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２０号
滋賀県彦根市平田町646番地２　205号
債務者　立山　英樹
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大津地方裁判所彦根支部